

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うガス料金の取り扱いについて

全国的な新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、ガス料金のお支払い期限の延長措置を決定しました。

主な概要は以下の通りです。

1. 対象のお客さま

静岡ガスエネルギーのLPガス（旧簡易ガス事業を含む）をご利用いただいているお客さまで、公的支援「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および総合支援資金の特別措置に基づく貸し付けを受けたお客さま

2. 対象のガス料金

2月検針分と3月検針分で、お支払い期限が3月25日以降のもの

3. 延長期間

お支払い期限から1カ月間

4. 方法

延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要となります
静岡ガスエネルギー各支店の総務グループでお申し出をお受けいたします

中部支店 電話：054-285-2221 FAX：054-283-2275

東部支店 電話：055-927-3720 FAX：055-927-3721

西部支店 電話：0537-62-0800 FAX：0537-62-0806

以上